

タカシマヤゴールドカード

〈ジェイアール東海高島屋〉

会員規約

会員規約をよくお読みいただいたうえで、
カードをご利用ください。

JR  Takashimaya

カード会員規約をよくお読みのうえ大切に保管してください。

タカシマヤゴールドカード会員規約

第1章 〈カードの発行〉

第1条(カードの発行)

- (1) 本規約を承認し、株式会社ジェイアール東海高島屋を通じてタカシマヤゴールドカード(以下「カード」といいます)ご利用のお申込みをされ、高島屋クレジット株式会社(以下「当社」といいます)がカードのご利用を認め、入会された方(以下「本会員」といいます)にカードを発行いたします。
- (2) 本会員が本規約に基づき生ずるご利用代金などのお支払いその他当社に対する一切の責任を引き受けることを承認して指定されたご家族のうち、当社に入会のお申込みをされ、当社がカードのご利用を認め、入会された方(以下「家族会員」といい、本会員と総称して「会員」といいます)に家族カードを発行いたします。本会員は、家族会員に本規約を遵守させる義務を負うものいたします。なお、本会員がその会員資格を喪失した場合は、当然、家族会員も会員資格を喪失するものいたします。

第2条(カードの貸与と規約の承認)

- (1) カードの所有権は当社にあり、カードは当社から会員に貸与するものです。
- (2) 会員は、カードを貸与されましたら、直ちにカードのご署名欄に自署していただき、善良なる管理者の注意をもって、カードおよびカード番号、有効期限等カード上に記された情報(以下「カード情報」といいます)を保管・利用するものいたします。
- (3) 会員がご本人以外にカードまたはカード情報を利用させまたは利用されたことによる損害は、本会員のご負担といたします。ただし、会員が故意または過失でなかったことを証明し、当社が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) 会員が、カード受領後、本規約を承認されない場合はカードを切断のうえ、当社に返還するものいたします。なお、会員がカードを利用された場合は、本規約が承認されたものとみなします。

第3条(有効期限)

- (1) カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カードに表示した月の末日までといたします。
- (2) (1)の有効期限までに特に会員からのお申し出がなく、当社が引続き会員として認めた方に、当社所定の時期に新しい有効期限のカードを送付いたします。

第2章 〈カードによる商品購入等〉

第4条(カードのご利用)

- (1) 会員は、当社の指定する店舗・施設・売場等(以下「店舗」といいます)でカードを提示し、伝票等に署名することまたはその他

当社が定める方法により、商品・権利の購入またはサービスの提供(商品・権利・サービスを以下「商品等」といいます)を受けることができます(以下「商品購入」といいます)。ただし、一部カードのご利用ができない商品等もございます。なお、当社が店舗へ立替払いをすること、および商品購入を取り消し、代金を精算される際は当社の定める方法でお手続きいただくことを、あらかじめご承諾いただきます。

- (2) (1)の規定にかかわらず、当社の指定する店舗においては立替払いではなく、当社が商品購入代金債権を譲り受けることをあらかじめ承諾していただきます。ただし、取り消しについては、(1)を適用いたします。
- (3) 当社が認めた店舗または商品等については、会員は(1)に定める伝票等への署名を省略すること、またはカードの提示および伝票への署名に代えてカード情報を入力する方法等により、商品購入ができるものとします。
- (4) カードのご利用に際して、商品等の内容等によっては当社の承認が必要となります。この場合、店舗が当社に対してカードのご利用に関する確認をいたします。確認の内容によっては、当社は、カードのご利用をお断りすることがあります。会員は、換金を目的とするカードのご利用はできません。また、貴金属・金券類等の一部の商品では、カードのご利用を制限させていただく場合があります。
- (5) カードのご利用可能枠は、本会員からのご利用希望枠を参考に当社が審査し決定した額までといたします。ただし、法令に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には、変更またはご利用を停止させていただきます。また、当社が特に認めた場合を除き、ご利用可能枠を超えてのカードのご利用はできません。
- (6) 当社のクレジットカードを2枚以上お持ちの場合には、各カード毎に定められたご利用可能枠のうち、最も高い額を会員のご利用可能な上限額といたします。ただし、それぞれのカードにおけるご利用可能枠は、各カードに定められた額といたします。

第5条(継続的なカード利用の中止・変更)

- (1) 会員が、継続的なカード利用契約(保険会社との契約による保険料等)でのカード利用の中止や変更を希望する場合は、当該加盟店の定めた方法で届出し、承認を得るものといたします。
- (2) 当社が、第19条に該当したと判断した場合は、当該加盟店にカードの利用停止を通告できるものとし、会員はあらかじめこれに同意するものといたします。なお、継続的なカード利用契約が解約となっても当社は一切の責任を負いません。

第6条(商品購入代金の支払い)

- (1) 商品購入代金のお支払いは、あらかじめ本会員が届け出た金融機関の預金口座から自動引落(口座振替)の方法(ゆうちょ銀行の場合は口座からの自動払込みの方法)でお支払いいた

きます。なお、集計の都合により請求およびお支払いが、翌々月以降になる場合があります。

- (2) お支払い金額は商品購入代金を毎月15日(以下、「締切日」といいます)に締切り、翌月6日(金融機関休業日の場合は翌営業日。以下「お支払日」といいます)にお支払いいただきます。
- (3) 会員が外貨建てでショッピングを利用した場合の債務については、ご利用の加盟店に応じて当社所定の方法で円貨に換算のうえ前項の定めによりお支払いいただきます。
- (4) 当社は会員の毎月のお支払額を締切日の当月25日ごろにご利用明細書としてお知らせいたします。お支払額に対しご不明な点がある場合にはその月の末日までにご連絡ください。ご連絡のない場合には当該ご利用金額をご承認いただいたものとみなします。
- (5) 商品購入代金の支払方法は、商品購入代金締切後、最初のお支払日に全額一括してお支払いいただく、1回払のみといたします。

第7条(遅延損害金)

- (1) 商品購入代金の支払いが遅れた場合は当該金額に対し、お支払日の翌日から完済に至るまで、年14.6%(1年を365日とする日割計算)で計算された遅延損害金をいただきます。
- (2) 第15条に該当した場合は、期限の利益喪失の翌日から完済に至るまで、残債務の全額に対し、年14.6%(1年を365日とする日割計算)で計算された遅延損害金をいただきます。
- (3) 料率は、金融情勢等により変更させていただくことがあります。その場合、第14条の規定にかかわらず、当社から変更をお知らせいたしました時の残高を含め、変更後の手数料率が適用されます。

第8条(商品の所有権)

購入された商品の所有権は、完済するまで当社に留保されます。

第9条(見本・カタログ等と現物の相違)

見本・カタログ等により商品等を購入された場合、届いた商品等がそれらと相違する場合は、ご利用店舗に対し商品等の交換または契約の解除を申し出ることができます。

第10条(支払金額の充当順序)

会員は、会員の支払った金額が、本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りない場合は、会員への通知なくして当社が適当と認める順序・方法によりいずれの債務に充当しても異議ないものといたします。

第11条(カードの紛失・盗難等)

- (1) カードを紛失したり、盗難にあった場合またはカード情報を不正取得された場合(以下「紛失等」といいます)は、すみやかに当

社へ連絡をいただくとともに、最寄りの警察署にお届けいただき、当社の定めた書面を提出するものいたします。なお被害状況等を当社が調査する際には、ご協力をいただきます。

- (2) (1)の届出をされた場合、ご本人以外によるカードのご使用により生じた損害のうち、当社にご連絡をいただいた日を含めて61日前までさかのぼり、その後に発生した分については、会員の責任はないものいたします。ただし、以下の項目に該当する場合は、本会員にお支払いいただきます。
- ①会員が第2条に違反されたことによる場合。
 - ②①以外に、会員が本規約に違反している場合。
 - ③戦争・地震等の社会的な混乱の際に紛失等が生じた場合。
 - ④会員の故意または重大な過失により紛失等が生じ、または損害が拡大した場合。
 - ⑤カードが会員の家族、親類、同居人、その他会員以外の関係者によって使用されたことによる場合。
 - ⑥(1)の届出書面に虚偽の申告があった場合または正当な理由なく被害状況の調査にご協力いただけない場合。

第12条(カードの再発行)

紛失等によりカードが使用不能になった場合またはカードの汚破損等により会員が再発行を希望する場合には、会員は当社が定める手続きをおとりいただき、当社が認めた場合に再発行いたします。

第13条(お届け事項の変更等)

- (1)本会員は、住所・名前・勤務先、金融機関口座、取引目的等のお届け事項に変更があった場合は、速やかに当社へご変更の手続きをおとりいただきます。
- (2)当社が本会員から届出があった連絡先にご利用明細書等を送付した場合は、それが未到着の場合でも、当社は通常どおりに到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情により前項の変更手続きをおとりいただけなかった場合は除きます。
- (3)当社は、会員と当社との各種取引において、本会員が当社に届け出た内容または公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新の届出内容または収集内容に変更することができるものいたします。

第14条(本規約の変更等)

当社は本規約の一部もしくは全てを変更する場合は、当社ホームページ(<https://www.t-card.co.jp/>)での告知その他当社所定の方法により本会員にその内容をお知らせいたします。お知らせ後に本規約に基づく取引があった場合またはお知らせ後1カ月の経過をもって、その内容をご承認いただいたものとみなします。

第15条（期限の利益喪失）

(1) 次のいずれかに該当する場合は、当社からの通知等がなくとも期限の利益を喪失し、本会員は直ちに残債務の全額を支払うものといえます。

- ①商品購入代金のお支払いが遅れ、当社から20日以上の間、相当な期間を設け、その旨を書面で催告したにもかかわらず、その期間内のお支払いがなかった場合。
- ②お支払いが完了していない商品等の所有権は当社にあるにもかかわらず、購入された商品を質入、譲渡、賃貸等にご利用された場合。
- ③自ら振出しもしくは引受けた手形、小切手が不渡り処分を受ける等、支払停止状態に至った場合。
- ④差押え、仮差押え、仮処分の申立て、または滞納処分を受けられた場合。
- ⑤会員または会員の経営される会社が、破産、民事再生、特別清算、会社更生その他債務整理に関して裁判所の関与する手続きの申立てを受けられた場合、または自らこれらもしくは特定調停の申立てをされた場合。

(2) 次のいずれかに該当した場合は、当社からの請求により期限の利益を喪失し、本会員は直ちに残債務の全額を支払うものといえます。

- ①商品の購入が会員にとっての商行為（業務提供誘引販売個人契約を除く）となる場合で、会員が支払いを1回でも怠った場合。
- ②会員が、第17条(1)または(2)の各号のいずれかに該当していることが判明した場合、または、当社が、第17条(3)に定める報告を求めたにもかかわらず、本会員から合理的な期間内に報告書が提出されない場合。
- ③本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる場合。
- ④本会員の信用状態が著しく悪化した場合。

第16条（その他承諾事項）

その他以下の事項をあらかじめ承諾していただきます。

- ①本会員のご都合により第6条以外のお支払方法において発生した入金費用、公租公課、または訪問集金費用、当社が督促手続きを行った場合の費用、お支払いに関する公正証書の作成費用は、会員資格を喪失された後においても本会員にご負担いただくこと。なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法および出資の受入れ、預かり金および金利等の取締りに関する法律に定める範囲内といえます。
- ②当社が本会員に対するカード債権を、必要に応じ金融機関またはその関連会社へ譲り渡し、また譲り渡した債権を再び譲り受けること。
- ③当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、または

カード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、およびカードを回収し、カード番号の異なるカードを発行すること。

- ④当社が本会員に対し、与信および与信後の管理のため確認が必要な場合には、勤務先、収入等の確認を求めるとともに、本会員の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得・ご提出いただくことがあること。
- ⑤当社が本会員に対し、与信および与信後の管理、弁済金等または返済金の回収のため確認が必要な場合に、本会員の自宅、携帯電話、勤務先その他の連絡先に電話確認を取らせていただく場合があること。
- ⑥長期間連続して第6条(1)の口座振替によるお支払がない本会員のカードについて、その後に利用があった場合、お届けの金融機関口座からの口座振替ができない場合があること。
- ⑦⑥の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等をご提出いただくこと。
- ⑧カード使用により発生する債務の返済が完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されること。
- ⑨当社または当社の提携会社が提供する付帯サービス(以下「付帯サービス」という)を利用する場合、付帯サービスの利用に関する規約等があるときは、それに従うこと。また、当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃できること。

第17条(反社会的勢力の排除)

- (1) 申込者および会員(本条では両者を「会員」といいます)は、会員が現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものといたします。
 - ①暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ②暴力団準構成員
 - ③暴力団関係企業の役職員
 - ④総会屋等(総会屋、会社ゴロ等)
 - ⑤社会運動等標ぼうゴロ
 - ⑥特殊知能暴力集団等
 - ⑦前各号の共生者
 - ⑧テロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者
 - ⑨その他前各号に準じる者
- (2) 会員は、自らまたは第三者を利用して当社または当社の提携先(以下、当社または当社の提携先を「当社等」といいます)に対し、次のいずれかに該当する行為を行っていないことを表明し、かつ将来にわたっても行わないことを確約するものといたします。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

- ④風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当社等の信用を毀損し、または当社等の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
- (3) 当社は、会員が(1)(2)に違反していると疑われる場合には、カードの利用を一時停止できるものいたします。また、当該事項に関する報告を求めることができるものとし、当社がその報告を求めた場合、本会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものいたします。

第18条(退会)

- (1) 本会員のご都合で退会する場合は、家族会員も当然に退会となり、当社所定の届出を行っていただき、ETCカード等貸与した全てのカードを返却していただきます。なお、退会後にカードのご利用残債務がある場合には、退会後も本規約に基づき支払うものいたします。
- (2) 家族会員のみ退会する場合は、本会員または退会する家族会員からの当社所定の届出に際し、当該会員に貸与した全てのカードを返却するものいたします。

第19条(会員資格の喪失等)

- (1) 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は、通知または催告等なく会員資格の喪失、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更、付帯サービスの停止等の処置をとる場合があります。また、当社からカードの返却、一時預り等を求められた場合は、これに応じていただきます。
- ①第6条(1)の自動振替手続きのために必要な金融機関口座の預金口座振替依頼書等をご提出いただけない場合、または第16条⑦の場合に預金口座振替依頼書等をご提出いただけない場合。
 - ②第13条(1)に違反されたことなどにより、当社から本会員への連絡が不可能と判断した場合。
 - ③カードのお申込み、その他の当社へのお申込み、あるいはお申し出内容等で虚偽の申告をされていた場合、または、当社に対する債務の返済が行われない場合。
 - ④換金を目的とした商品購入等不適切なカードの利用があった場合、またはその他のカードのご利用状況が、社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなった場合。
 - ⑤本会員の信用状態が著しく悪化し、または悪化のおそれがあると当社が判断した場合。
 - ⑥第17条(1)または(2)のいずれかに違反していることが判明した場合、または違反している疑いがあると当社が判断した場合。
 - ⑦当社等に対して暴力的な行為、脅迫的な言動、不当な要求、または当社等の業務を妨害する等の行為があった場合。

- ⑧本会員が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社から本会員への連絡が困難と判断した場合。
- (2) 会員が死亡した場合または会員の死亡を当社が知った場合は、会員資格を喪失するものとし、会員に貸与したETCカード等全てのカードを返却していただきます。
- (3) (1) および(2)の処置は、店舗、CD、ATM機を通じて行う等、当社所定の方法により行うものいたします。
- (4) 本会員が会員資格を喪失した場合には、家族会員の資格も同様に喪失するものとし、会員に貸与したETCカード等全てのカードを返却していただきます。
- (5) 会員資格を喪失した場合には、付帯サービスを利用する権利も喪失します。

第20条(外国為替および外国貿易管理に関する諸法令の適用)

本規約の全ての事項については、外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等を含め日本法が適用されます。

第21条(合意管轄裁判所)

会員と当社の間で訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、本会員の住所地および当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所といたします。

個人情報の取扱い(取得・保有・利用・提供)に関する同意条項

第1条(個人情報の取得、保有、利用、提供)

- (1) 会員規約に定める本会員、家族会員および申込者(以下「会員」といいます)は、今回のお申込みを含む高島屋クレジット株式会社(以下「当社」といいます)との各種取引(以下「各取引」といいます)の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます)を当社所定の保護措置を講じた上で取得・保有・利用することに同意します。
- ①各取引所定の申込時もしくは各取引において、会員が申込書に記載し、もしくは当社所定の方法により届出た会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先、家族構成、住居状況、取引目的等の事項
- ②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報
- ③各取引に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況、その他客観的事実に基づく情報
- ④会員が申告した資産、負債、収入等個人の経済状況に関する情報
- ⑤会員の来店、問い合わせ等により当社が知り得た情報(映像・通話情報を含みます)
- ⑥「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等に基づき、

会員の運転免許証、パスポート等によって本人確認を行った際に取得した情報

- ⑦各取引の規約等に基づき当社が住民票の写し等、公的機関が発行する書類を取得した場合には、その際に取得した情報(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)
 - ⑧各取引に関する会員の支払い能力を調査するため、会員の源泉徴収票・所得証明等によって、収入の確認を行った場合には、その際に取得した情報
 - ⑨官報や電話帳等、一般に公開されている情報
- (2) 会員は、当社と個人情報の提供に関する契約を締結した本同意条項末尾に記載のある提携会社および高島屋グループ各社(以下「共同利用会社」といいます)が、会員に共同利用会社の商品情報・生活情報の案内および販売商品等に関する案内・連絡を行うために、当社が個人情報のうち(1)①②③の個人情報を提供し、共同利用会社がこれを利用することに同意するものとします。
- (3) 当社が各取引に関する与信、管理、その他の業務の一部または全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により取得した個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限って利用する場合があります。

第2条(営業活動等の目的での個人情報の利用等)

- (1) 会員は、第1条(1)に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条(1)①②③の個人情報を利用することに同意するものとします。
- ①当社のクレジット関連事業および金融サービス事業(それらに付随して提供するサービスを含む)、ならびにその他当社の事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話等による営業案内、関連するアフターサービス
 - ②当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話等による営業案内
 - ③当社のクレジット関連事業および金融サービス事業(それらに付随して提供するサービスを含む)、ならびにその他当社の事業における市場調査、商品開発
- (2) 会員は、当社がカードに付帯するサービス、特典等(以下「付帯サービス」といいます)を提供するために、当社が、提携する付帯サービス提供会社に対し、第1条(1)①②③の個人情報を、付帯サービス提供に必要な範囲で、提供することにあらかじめ同意するものといたします。
- (3) 会員は(1)①②および(2)の利用・提供について中止の申し出ができます。ただし、各取引の規約等に基づき当社が送付するご利用明細書等に記載される営業案内およびその同封物は

除きます。また、中止の申し出により(2)の付帯サービスを受
できなくなる場合がございます。

第3条(個人信用情報機関の利用および登録)

- (1) 会員の支払能力の調査のために、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の取得および会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、以下「加盟個人信用情報機関」といいます)および加盟個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」といいます)に照会し、会員および会員の配偶者の個人情報が登録されている場合には、利用することに同意するものいたします。なお、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関に登録されている個人情報は、割賦販売法および貸金業法等により、支払能力(返済能力)の調査以外の目的で使用してはならないこととされています。
 - (2) 会員の各取引に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、(3)に定めるとおり、加盟個人信用情報機関に登録され、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関の加盟会員により、本会員等の支払能力に関する調査のために利用されることに同意するものいたします。
 - (3) 加盟個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、登録情報、および登録期間は下記のとおりです。
株式会社シー・アイ・シー(CIC)(割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関)
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1丁目23番地7号 新宿ファーストウエスト15階
ナビダイヤル 0570-666-414
ホームページアドレス <https://www.cic.co.jp/>
 - 登録情報
氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、公的資料番号等、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報
 - 登録期間
 - ①本契約に係る申込みをした事実は当社が(株)シー・アイ・シー(CIC)に照会した日から6か月間
 - ②本契約に係る客観的な取引事実は契約期間中および契約終了後5年間
 - ③債務の支払いを延滞した事実は契約期間中および契約終了後5年間
- ※(株)シー・アイ・シー(CIC)の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。
- (4) 提携個人信用情報機関は、下記のとおりです。
 - ①株式会社日本信用情報機構(JICC)(貸金業法に基づく指

定信用情報機関)

〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産
上野ビル5号館
ナビダイヤル 0570-055-955
ホームページアドレス <https://www.jicc.co.jp/>

②全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
フリーダイヤル 0120-540-558
ホームページアドレス

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※株式会社日本信用情報機構と全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関です。

第4条(個人情報の開示、訂正、削除)

(1) 会員は、当社、共同利用会社および加盟個人信用情報機関ならびに提携個人信用情報機関に対して、下記のとおり自己に関する会員の個人情報の開示等請求ができます。

① 当社および共同利用会社に開示等を求める場合には、第6条記載の窓口にご連絡ください。開示等請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えいたします。

② 加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関に開示を求める場合には、加盟個人信用情報機関にご連絡ください。

(2) 万一当社および共同利用会社の保有する会員の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、当社および共同利用会社は、速やかに訂正または削除に応じるものといたします。

第5条(本同意条項に不同意の場合)

当社は、会員が各取引のお申込みに必要な記載事項(各取引の申込書で会員が記載すべき事項)の記載をされない場合および本同意条項の全部または一部を承諾できない場合、各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることがあります。但し、第1条(2)および第2条(1)①②に同意しないことを理由に各取引のお申込みをお断り、各取引を終了させることはありません。

第6条(お問い合わせ相談窓口)

当社および共同利用会社に対する会員の個人情報に関するお問い合わせや、開示・訂正・削除の申出、第1条(2)および第2条(3)の営業目的での利用等の中止、その他ご意見の申し出に関しましては、下記の窓口までお願いします。

○高島屋各店舗のタカシマヤカードカウンター

○タカシマヤゴールドカード総合インフォメーションセンター

TEL 03-3668-1679

○高島屋クレジット株式会社 お客様相談室

〒103-0027 東京都中央区日本橋2-12-10 高島屋グループ
本社ビル

TEL 03-3668-1700

第7条(契約の不成立時および終了後の個人情報の利用)

- (1) 各取引の契約が不成立の場合にも、その不成立の理由の如何を問わず、当該各取引が不成立となった事実、および第1条(1)に基づき当社が取得した個人情報は以下の目的で利用されますが、それ以外に利用されません。
 - ① 会員との各取引(新たなお申込みを含みます)に関して、当社が与信目的とする利用
 - ② 第3条(2)に基づく加盟個人情報機関への登録
- (2) 各取引が終了した場合であっても、第1条(1)に基づき当社が取得した個人情報は、(1)①に定める目的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は当社所定の期間保有し、利用します。
- (3) (1)②は、加盟個人情報機関および提携個人情報機関の加盟会員により、会員の支払能力に関する調査のために利用されます。

第8条(合意管轄裁判所)

個人情報について会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、会員の住所地および当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所といたします。

第9条(条項の変更)

本同意条項は当社所定の手続きにより変更することができます。

■個人情報保護管理責任者

当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、個人情報保護管理責任者(総務担当役員)を設置しております。

■共同利用会社

本同意条項に定める共同利用会社は下記のとおりです。

<高島屋グループ>

株式会社 ジェイアール東海高島屋

〒450-6001 愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4
052-566-1101

株式会社 高島屋

〒542-8510 大阪府大阪市中央区難波5-1-5
06-6631-1101

- 株式会社 高崎高島屋
〒370-8565 群馬県高崎市旭町45
027-327-1111
- 株式会社 岐阜高島屋
〒500-8525 岐阜県岐阜市日ノ出町2-25
058-264-1101
- 株式会社 岡山高島屋
〒700-8520 岡山県岡山市北区本町6-40
086-232-1111
- 株式会社 米子高島屋
〒683-0812 鳥取県米子市角盤町1-30
0859-22-1111
- 株式会社 伊予鉄高島屋
〒790-8587 愛媛県松山市湊町5-1-1
089-948-2111
- 高島屋保険株式会社
〒103-0027 東京都中央区日本橋2-12-10 高島屋グループ本社ビル
03-3246-5841
- 株式会社グッドリブ
〒103-0027 東京都中央区日本橋2-12-10 高島屋グループ本社ビル
03-5205-6137
- 株式会社タップ
〒556-0005 大阪府大阪市浪速区日本橋3-5-25 高島屋東別館内
06-6632-9131
- 株式会社エー・ティ・エー
〒103-0027 東京都中央区日本橋2-12-10 高島屋グループ本社ビル
03-3246-6750
- 株式会社高島屋友の会
〒103-0027 東京都中央区日本橋2-12-10 高島屋グループ本社ビル
03-5205-6029
- 株式会社高島屋ファシリティーズ
〒103-0027 東京都中央区日本橋2-12-10 高島屋グループ本社ビル
03-5205-6003
- 株式会社センチュリーアンドカンパニー
〒103-0027 東京都中央区日本橋2-12-10 高島屋グループ本社ビル
03-3231-5091
- 株式会社アール・ティー・コーポレーション
〒103-0027 東京都中央区日本橋2-12-10 高島屋グループ本社ビル
03-5205-6041
- 高島屋スペースクリエイツ株式会社
〒103-0027 東京都中央区日本橋2-12-10 高島屋グループ本社ビル
03-5205-6100
- 東神開発株式会社
〒158-8502 東京都世田谷区玉川3-17-1
03-3709-0121

株式会社ファッションプラザ・サンローゼ
〒158-8502 東京都世田谷区玉川3-17-1
03-6805-7470

たまがわ生活文化研究所株式会社
〒158-0094 東京都世田谷区玉川3-17-1
03-3707-5906

株式会社 セレクトスクエア
〒135-0052 東京都江東区潮見2-8-10
03-5634-8803

DearMayuko株式会社
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-16-1 K&Mビル5階
03-3666-9200

A&S高島屋デューティーフリー株式会社
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-17-14 MSD20ビル7階
03-5361-7191

株式会社フードアンドパートナーズ
〒104-0033 東京都中央区新川1-2-10 新川むさしやビル8階
03-5566-0800

JR  Takashimaya